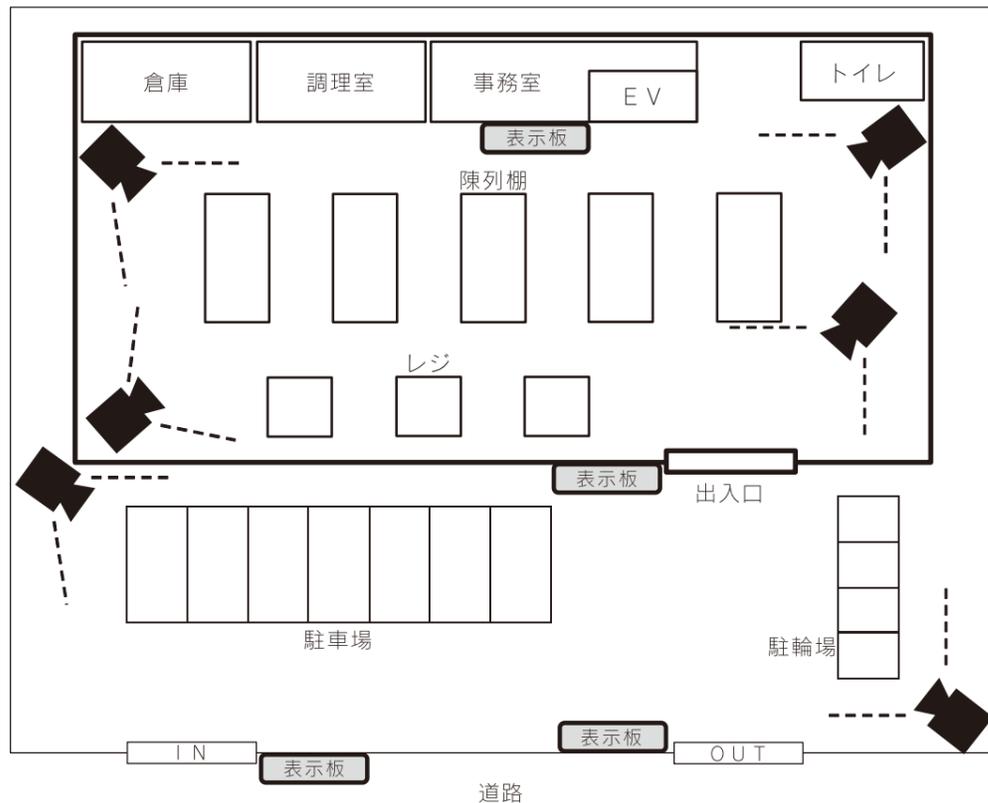


【配置図の例】



【表示板の例】

設置者
○○○○

防犯カメラ作動中

【画像提供記録書の例】

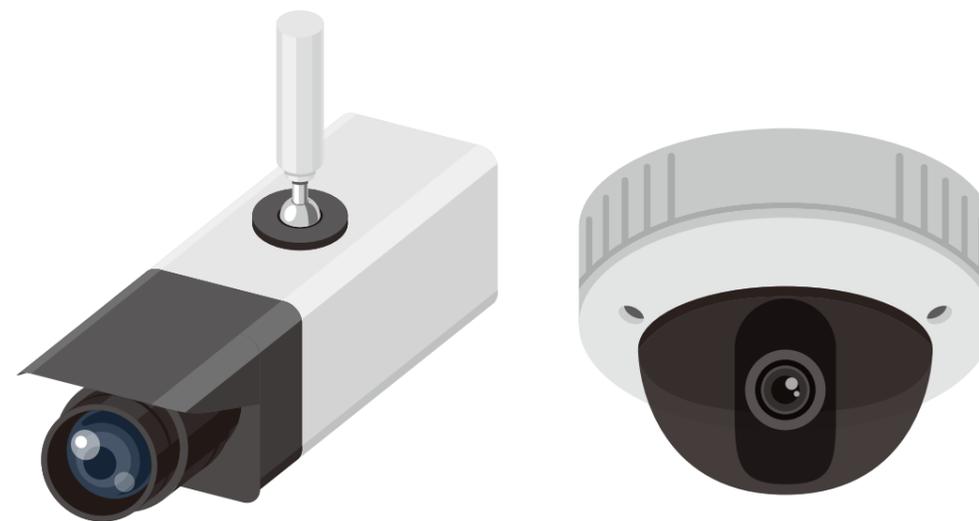
提供日時	平成 年 月 日 時 分		
提供先	名称		
	職・氏名		
	連絡先		
画像内容		カメラ番号	
録画時間	～	(時間 分 秒)	
提供方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 記録媒体複製 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
提供理由			
身元確認			
その他			

取扱者氏名 _____

秋田県防犯カメラの 設置及び運用に関する ガイドライン

概要版

～防犯カメラの適切な設置・運用に努めましょう！～



秋田県生活環境部県民生活課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1522 / FAX 018-860-3891

URL <http://www.pref.akita.lg.jp/>

※ガイドラインは県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」よりダウンロードできます。

平成30年8月
秋 田 県



秋田県安全・安心まちづくり

ガイドライン策定の目的

- 近年、犯罪の未然防止や検挙に効果がある防犯カメラの有用性に対する認識が高まっており、防犯カメラの設置が進んでいますが、一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に使用されるのではないかと不安を感じている方もいます。
- そこで、県では、防犯カメラの適切な活用を促進するため、「秋田県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を平成29年度に策定しました。
- ガイドラインに沿って、県民等のプライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適切な設置及び運用に努めましょう。

対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

- (1) **犯罪の防止を目的に設置されているカメラ(犯罪の防止を副次的目的とする場合を含む。)**
- (2) **不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に設置されているカメラ(道路、公園、広場、商業施設、ホテル、駅、駐車場など)**
- (3) **画像を記録媒体(HDD、メモリーカード等)に保存する機能を備えたカメラ**

防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

業務の委託

設置者等(防犯カメラを設置及び運用する者)は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、情報漏えいの防止やプライバシー保護に配慮した適切な設置、運用を委託先に徹底することとします。

個人情報保護法等の遵守

防犯カメラで撮影された個人情報について不適切な取扱いがあった場合には、「個人情報の保護に関する法律」等の適用対象となります。
よって、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、ガイドラインのほか、法律等に基づき、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

設置・運用要領の作成

設置者等又は管理責任者は、ガイドラインに基づき、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めることとします。

- (1) **設置目的**
- (2) **設置場所、設置台数、撮影範囲、設置の表示**
- (3) **管理責任者等の指定**
- (4) **保管場所、保存期間等画像の管理**
- (5) **画像の利用及び提供の制限**
- (6) **保守点検**
- (7) **問い合わせ、苦情等への対応**

※ 必要に応じ有識者等に意見を求めるなどして、それぞれの設置目的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定め、組織内等で周知を図り、適切な取扱いに努めてください。(次ページの「防犯カメラの設置・運用要領(参考例)」を参考にしてください。)

「防犯カメラの設置・運用要領(参考例)」

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、○○○(場所・施設)に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、○○○(場所・施設)における犯罪及び事故を防止するために設置する。

【※ 施設管理や防災など、その他設置目的がある場合は列挙します。】

3 設置場所等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、○○○(場所・施設)に**台の防犯カメラを設置する。

【※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影範囲を表示します。(別紙配置図参照)】

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

【※ 表示板には、設置者名を記載します。(別紙表示例参照)】

4 管理責任者等

(1) □□□(防犯カメラを設置又は運用する者、以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの適切な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、△△△とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(4) 操作取扱者は、▽▽▽とする。(又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」)

【※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。】

(5) 設置者等、管理責任者及び操作取扱者の責務は、次のとおりとする。

① 撮影された画像を適切に保存し、管理すること。

② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。

③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。

④ その他防犯カメラの適切な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像等の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、×××とする。記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管し、外部への持

ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外の者は、立ち入ることができない。

(2) 画像の不必要な複製等の禁止

保存した画像の不必要な複製や加工は、行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、◇◇◇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

【※ 保存期間は、目安として概ね1か月以内という基準を示しています。】

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により、速やかにかつ確実に消去する。

また、記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上、処分するとともに、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

ア 法令に基づく場合

イ 災害発生時における個人の生命、身体及び財産の安全の確保など、公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 犯罪・事故発生時における個人の生命、身体及び財産の安全の確保など、捜査機関による捜査等のために緊急の必要性がある場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 画像を閲覧させ又は提供する場合であっても、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を確実にを行い、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録した上で、できるだけ関連する部分に限って行う。(別紙画像提供記録書参照)

7 保守点検

防犯カメラの機能を維持するため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、◆か月ごとに保守点検を行う。

8 問い合わせ、苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

設置・運用要領を定め、防犯カメラを適切に活用しましょう!